

後藤 乾一 著

『日本占領期  
インドネシア研究』

龍溪書舎 1989年 357ページ

首藤 もと子

## I

本書は次のような構成から成っている。

序章 研究史の変遷と課題

1章 「労務者問題」の政治社会学

2章 シンガバルナ事件に関する史的考察

3章 ポンティアナック事件覚書

4章 南方特別留学生制度の理念と実態

5章 日本軍政とインドネシア独立問題

補章 戦時期「ティモール問題」の外交史的考察

このうち1章から補章までは、著者がかつて発表した論文または学会報告に基づくものであり、それぞれが独立した内容の論文となっているので、まず1章から各章ごとに、その概要の紹介と読後の所感を記していくことにする。蛇足ながら、その所感は一読者の感想の域を出るものではなく、対象とする事例について著者に匹敵する知識、理解を有するという自負に基づくものではない。

## II

1章 「労務者問題」の政治社会学

ここでは、日本軍政がインドネシア社会に物理的、精神的影響を与えた事例のひとつとして「労務者問題」がとりあげられている。この問題に対する著者の関心は、大きく次の3点に収斂するように思われる。第1に、日本政府による南方地域の労働力動員政策が、いつ、どのような手続を経て作成され、実施されていったか、またそれは、戦局の展開とともに（換言すれば、戦局が日本に不利になるにつれて）どのように変化していったか。第2に、その労働力動員の実態はどのようなものであったか。そして第3に、そうした労働動員をインドネシア人（とくにジャワ人）はどのようにとらえ、それはどの

ような社会的影響をもたらしたか。そして、この3つの問題関心に、この順序で答えるような形で、論旨が展開されている。

第1の点については、1941年11月の大本営政府連絡会議で決定された「南方占領地行政実施要領」に始まり、42年11月の「物資交流等ニ関スル陸海軍現地協定」、翌年7月の「労務供給ニ関スル陸海軍現地細目協定」、そして第16軍当局の対応として同年10月の中央参議院の決定等が詳細に調べられている。この部分は、著者の『昭和期日本とインドネシア』（勁草書房 1986年）の1章（海軍南進論と「インドネシア問題」）および2章（陸軍南進論の形成過程）のいわば延長線上にあるものであり、これらの2つの章がそうであったように、日本の一次資料に基づいた緻密な叙述となっている。

第2の点については、「豊富な労働力ヲ擁スルジャワ」における労働動員の実態やスマトラのパレンバンにおける労働者の生活状況が記されている。他の章についても言えることであるが、この部分のような叙述は、この問題に継続した関心を持ち、かつ日本語とインドネシア語の双方の文献を使用できてこそ可能になるものであり、後の研究に貢献する先行業績といえるであろう。

これに比べて、第3の点に関する叙述は（第4節とむすびがこれに相当すると思われるが）、ややとらえどころのない印象を与え、第1、第2の点とのつながり具合も唐突になった感がある。たとえば次の箇所である。

「こうした大量の労働動員が、インドネシア社会にいかなる影響を与えたかについて実証することは困難が大きい。……動員の実態には地域差があり、したがって農村社会に与えた影響も必ずしも一様ではなかったと思われる。

こうしてみると労働者問題の重要性は、……農村に与えた純経済的影響というよりも、インドネシア社会の各層に与えた政治的、心理的なインパクトにあるといえよう」（96～97ページ）。

この前半と後半を境に、それまでの実証の次元から所与の前提としての「認識」の次元に叙述が飛躍していく。そして、労働者問題は「軍政末期ならびに独立初期の政治社会に深刻な不安定要因をもたらした」（100ページ）と続くのであるが、この判断を導くような具体的な記述は少なくともそれまでの論述で言及されていないし、「深刻な不安定要因」のなかで、その一部ではあってもおそらく全体ではないであろう労働者問題の位置づけが不明である。

同じことが、「一九四五年後半にジャワ、スマトラ各

『アジア経済』XXXI-9 (1990, 9)

地で発生したいわゆる社会革命」の背景として、労務者動員も含む「軍政に協力した末端レベルの権力機構に対する積年の反感」を指摘する文についてもいえる。これは、それまでの日本側の政策の形成や動員の方式ならびにその実態についての実証的な叙述からかけはなれた唐突な指摘という印象を与え、また労務者動員固有の影響と権力に対する反感とが渾然一体化して論じられているようでもある。

ブリタール事件や西ジャワのシンガバルナ村での反日蜂起の背景に、「米穀の強制供出と共に 労務者問題があったということは、インドネシア側の諸研究で定説となっている」(94ページ)とあるが、本章の結びは、それまでの叙述から、この「定説」に飛んだ形となっている。しかも、その「定説」が前提とするブリタール事件やシンガバルナ事件は、いずれも軍政下のできごとである。労務者問題の「政治的、心理的なインパクト」を強調する場合には、まさに著者が一文でかたづけている1945年後半以降に発生したインドネシア社会での権力に対する抵抗に、労務者問題がどのような直接、間接の影響を及ぼしていたのかが示される必要があると思われる。

## 2章 シンガバルナ事件に関する史的考察

2章そのものの内容に触れる前に、2章と3章についての所感を記しておきたい。これら2つの章は、対象とするできごとは異なるが、基本的には共通する視点からとらえられており、その意味では同じ性質の論文であるといえる。そこに共通している著者の姿勢は日本軍政への対応を、地方から、かつ権力に関わりのない人々からの視点でとらえようとしていることである。

こうした視点は、たとえば前述の『昭和期日本とインドネシア』の3章以下にもうかがえるし、それ以前に刊行された著書によるこの時代を生きた民間人の足跡を追ういくつかの著書にも表われている。著者は、そのいずれの研究においても、国家の政策が社会に与えた影響を、社会の最小の構成単位である個人の生き方に及ぼした影響という視点から見ようとする姿勢を保っている。このことは、本書の5章第2節(アイデンティティの葛藤)にも明瞭に示されている。

こうしたアプローチは、整然と保存された文書、資料体系が事実として存在しない時代と社会を対象にするときには、なおさらそれを補完するうえで有効であるが、同時にかなりの意思と勇気が要ることでもある。このことをふまえたうえで言うと、2章、3章ともそれぞれのできごとの経緯がわかりやすく再構成されており、これ

までの軍政研究の空白部分を新たに補うものであるといってもさしつかえないはずである。

ただ、2章が、当事者や関係者の回顧または後日刊行された研究書による評価などもあわせて検討され、さらに当該事件が軍政当局の政策に変化をもたらしたことの因果関係も明確にされているのに対して、3章では、関係資料や文献の貧困のためか、こうした複合的な接近はほとんどなされていない。その意味では、2章のほうが3章よりも論文としての完成度は高い。なるほど、3章に「覚書」という一見不思議な章題がついているのも、わかる気がする。

2章では、1944年2月に生じ、日本軍にただちに鎮圧されたシンガバルナ事件について、日本(本国および軍政当局)のイスラム政策の特徴、蜂起に中心的役割を果たしたキアイ・ザイナル・ムストファの略歴および思想、そしてこの蜂起が軍政当局のイスラム政策に及ぼした影響が論じられている。

結論として、この事件は軍政当局のイスラム政策に変化、修正をもたらしたことが指摘され、「結果的に日本側に深刻な衝撃を与えたのは」、このような「前近代的な……宗教色の濃い運動であった」(139ページ)としてこの事件が位置づけられている。

この論文は、とくに第2節からむすびまでの論旨の展開が明快で、叙述も詳細である。著者の結論は、シンガバルナ事件の因果関係に見るかぎり、無理なく読者を説得させるだろう。

気づいた点をあえて記すとすれば、次のようなことである。第1に、ジャワの他地域でこのようなムスリムによる反日蜂起がおきていない(あるいは知られていない)ことと比較した場合、この事件の動機と軍政当局のイスラム政策ならびに米の強制供出や労務動員といった経済政策とは、どの程度相関性があったのか、あるいは、この東ブリアンガン地方特殊のイスラムの性格がより根本的な動機となったのであろうか。論文を読むかぎり、著者はこの双方を動機として示唆しているように思われる。

また、3章第1節の「日本軍政下の抵抗運動の諸類型」のなかで、この事件を「苛酷な社会経済的状況」と「文化摩擦的な要因がからみあって」生じたものとしている(151ページ。ちなみに、この3章第1節は、その内容からして2章と3章を総括するものであり、本書の構成上、2章の最初に配置されるような工夫が必要であっただろう)。

それが事実なのだろうと思うのであるが、この2つの

動機のいずれかを主とみるかによって、この事件の性格づけがかなり異なってくるのは、著者が第4節で列挙したとおりである。著者は、事件の政策的影響により多くの関心を向け、事件の性格自体については、軍政関係者やインドネシア側の文献による評価をあげるにとどめて、そのいずれからも一步距離を保とうとしたようである。

第2に、事件後の軍政当局による「一連のムスリム融和政策」は、当地の「フラストレーション」をいくらかでも解消するのに有効だったのだろうか。事件後軍政終了までの残り1年数カ月の間、この地方のイスラム社会は再び反日の気運を爆発させる契機をなくしたのかどうかの記述がほしかったと思う。

### 3章 ポンティアナック事件覚書

この章が、基本的に2章と同じ視点から書かれていることは前述した。しかし、当然ながら、この2つのできごとには異なる点がある。

第1にジャワから遠く離れ、「地域的・種族的な一体性を目指すアイデンティティの形成も遅く……政治的にはもっとも『後進』的な地域」(155ページ)が舞台となっていることである。このような場合、イスラム指導者が寒村にいたるまでその影響力を浸透させていたジャワ社会の「民衆運動」という概念をそのまま適用するにはよほどの注意が必要だろう。西ボルネオ民政部ポンティアナック州知事庁復員報告書によれば、問題の中心に位置していたのは「土侯、華僑、インドネシア高級官吏(旧蘭印時代以来)、インド人、アラブ人等」であったとされている(164ページ)。また、1944年9月に生じた第2次抗日事件は華僑による武装蜂起の試みであったとされている(167～168ページ)。

もしこれが実情に近いのであれば、西ボルネオ社会の構成員ではあっても、土着文化のなかに生きる民衆とはおそらく接触のない世界に生きていたであろうこうした人々の関わった「事件」をもって、たとえば「海軍地域で発生した民族蜂起の代表例」(ナスティオン。170ページ)とか、「全インドネシアの独立という理想を動機とする反乱」(エフェンディ。172ページ)と評することには、相当な無理を感じる。彼らの反日意識は、少なくともこの時点では、インドネシアの「ナショナリズム」とはかなり異質なものであったと考える方が自然である。

第2に、「事件」の経緯自体が、2章の場合と異なっており、なによりその背後関係に不明な点の多いことがあげられる。ポンティアナック事件は、事実として発生した反日行動という意味での「事件」ではない。それ

は、1943年に「西ボルネオ地方に大掛かりな抗日陰謀計画の潜在を探知」した日本海軍当局が、同年10月と44年1月、8月に大検挙を行ない、大量処刑を行なったというできごと(162～164ページ)であった。

この背後関係について、第1次抗日事件に関しては、「民族主義政党バリンドラと中国共産党員が大団結し、……武装蜂起を陰謀した」ものであり、第2次事件については、「華僑団体たる共(協?——引用者)亜総会会長・陳昌興が主謀者となり」(以上2つの引用は、生田証言。167ページ)、「重慶国民党本部への特使派遣なども計画され、……『重慶自治省』独立といふ多分に中国人の民族主義的抗日運動」(朝日新聞社研究室報告。168ページ)であったことを、いずれも日本側関係者の回想として著者は紹介している。

もし、この2つの回想がいずれも事実に近いものならば、現地の当時の華僑社会は、中国の2つの異なる政治勢力とそれぞれに接触を保っていたことになり、著者が紹介したような、この「事件」をインドネシアの「ナショナルリズム」の一例として見る見方は、二重の誤解になりかねない。いずれにしても、背後の事実を知る手がかりが、2章の事件と比べてかなり乏しいことは確かなようである。

以上の2点は、対象とするできごと自体を2章のそれと比較したものである。いずれのできごとにも不案内な読者がこうした勝手な整理をできるぐらいに、3章の論文は、事実経過と関係者による回想・評価をわかりやすくまとめている。

しかし、率直にいうと、この3章はその域を出るものではない。本書の1、2章において、著者の関心の大半を占めていたと思われる日本軍政当局の政策、ならびに当地社会における日本人や日本人社会のありさまといった視点が、アンバランスなほどこの章には見当たらない。軍政当局の政策、とくに西ボルネオの民族政策については、「つねに硬直したものであった」(160ページ)ということで、1942年7月以降の海軍民政府の政策が簡単にまとめられていて、1、2章において著者が示したような、個々の政策を詳細に検討するこだわりが、この章には見られない。

また、同じく著者がかねてから関心をもってきたと思われる戦前期からの日本人との関わりが、この地域に関する場合ほとんど言及されておらず、もっぱら華僑の経済圏としてとらえられているようである。私見であるが、戦争直前の時期までに、東南ボルネオにおいては、野村農園、東拓農園、金子農園その他個人経営の規模広

大なゴム農園があり、「殊に野村農園の如きは今日、東南ボルネオに於ける勢力は断然他を押し、同地方に於ける全エステートの四五パーセントに相当する大きさを有し、同園の動静は直ちに他に多大なる影響をもたらし、將に日本人独壇上の感がある」（南洋庁企画課資料「蘭領ボルネオ事情」1941年 82～83ページ）と書かれるほどの経済的存在であった。また、西ボルネオには、東南ボルネオより約100人多い日本人が生活しており「約一千英反を有する」川北氏のゴム農園や、柚木氏の胡椒園、松永氏のやし園等があり、「ポンチアナ市に日本人会を組織し、約一五〇名」が入っていたとある（同上資料 100～102ページ）。

こうして見ると、ボルネオにおける「排日陰謀」の背景として、かねてより小さからぬ経済力をもって来た日本人社会が、日本軍の到来とともに、社会的、政治力を増強することに対する華僑社会との確執といった視点も必要なのではないかと思えてくる。

#### 4章 南方特別留学生制度の理念と実態

この章は、その構成と展開の方法が1章にかなり似ている。すなわち、まずいかにして政策が制度化されていたかが論じられている。そこでは、日本政府が南方占領地域に対する「文化政策」として実施した南方特別留学生制度が、大東亜建設審議会の発足（1942年2月）から、文部省、外務省さらには、新設の大東亜省を交えた官僚政治のなかで曲折を経ながら、大東亜省によって制度化されていく過程が、1章のときと同様日本側の資料に丹念に依拠しながら書かれている。

次に、留学生制度実施の決定以後、インドネシアにおける留学生選考の実態が詳細に記されている。さらに、この南方特別留学生制度は1943年度と44年度に実施されたので、第1期生と第2期生とがいるわけであるが、4章では、インドネシアからの第1期生と第2期生のほぼ全員を対象に、ジャワ、スマトラおよび海軍地区からの留学生の基礎的なデータを網羅している（ただし、海軍地区からの第2期生はゼロ）。

そして次に、こうして日本で勉強するようになった留学生たちが、1945年の日本の敗戦による制度の崩壊にどのように対応し、結局この南方特別留学生制度とは、彼らにとって何であったのかを論じて、4章は終わる。

この論文は、南方特別留学生制度の政策決定過程と、その大半を占めるインドネシアからの留学生の実態に関する論文としては、もっとも包括的で、今後新たな情報が加えられることはあるにせよ、基本的に修正する必要

はほとんどないものとして、後の研究に利用されていくことになるだろう。

ただ、南方特別留学生制度の影響や意味を考察するには、第1期生と第2期生のインドネシア留学生がそれぞれ、52名、29名と実数が少なすぎるのが難である。たとえば、オランダの軍事攻勢が激化する1947年に36名の留学生が帰国を希望したことを「自らも民族解放戦争の戦士たらんとするパトリアティックな意識の方がはるかに強かった」からと説明することは可能だとしても、同年ジャワに「帰国した十二名の内四名が陸士留学生であったこと」をこの説明の裏付けにするのは無理がある（212ページ）。12名中の4名という数字にそれほどの説得力があるとは思えないからである。

逆に、数の少なさが有利になった場合もあるように思われる。軍政下で分断されていた3地域から来た留学生たちが、日本で生活するなかで、精神的に帰すべき場所として「想像の共同体」である「インドネシア」を共有するようになり、それがまた、彼らが帰国して心理的抵抗なしに母国社会に入っていける要因であったという指摘（223ページ）は、仮に実数がひとつけた違っていたなら、こうもすんなりとひとつの志向性でまとめることができたかどうかかわからない。

#### 5章 日本軍政とインドネシア独立問題

この章は、これまでのどの章ともタイプが異なっている。ここでは、インドネシアはむしろ客体となり、主眼は、日本が政策を講じる余地すらなかった状況下における、すなわち1945年8月15日の日本降伏という事実と直面した際の、軍政監部の日本人の対応におかれている。その際、立場の違いや考え方の違いから、日本人のさまざまな対応がリアルに浮き彫りにされていて興味深い。帰国後に刊行された、第16軍関係者や軍政監部関係者の回想録が広く活用されているし、著者自身が行なったインタビューもある。

しかし、5章における著者の熱意の大半は著者が「離脱型」と呼ぶ行動パターンをとって、その後のインドネシア独立闘争のなかで死去した日本人（とくに市来竜夫）の思想と行動に向けられている。その意味で、この章は、著者の『火の海の墓標』（時事通信社 1977年）の延長線上に位置するものといえるのだろう。

ただ、この章を読んで、心残りに思うことがあるとすれば、日本人の対応に主眼がおかれるにしても、それが終始ジャワ在住の日本人のみを対象にして語られている点である。

## 補章 戦時期「ティモール問題」の外交史的考察

この章は、他のいずれの章とも対象が異なるだけでなく、論文の冒頭と注記の1, 2に示唆されているように、その問題関心にも他の章のそれとは異質のものがある。このことは、現在への関心がモチーフとなって、過去の、すなわちこの場合インドネシアの軍政期に、日本がポルトガル領ティモールに対してどのような政策、作戦を展開したかという問題が著者に「発見」されたことを意味するのだと思われる。章題のティモール問題に、かっこが付いているのは、まさしくそうした著者の知的関心の経緯を表わしているのだろう。

もちろん、他の章でも、たとえば1章の労務者問題においても「現在」は語られているが、それらがあくまでも過去の影響としての「現在」であるのに対し、この章では、著者の知的関心の時間的方向が逆になっているところがおもしろい。

もっとも、論文の内容自体は、一読者のこうした能書きにかかわりなく、戦前期から終戦に至るまでの日本外交のポルトガル領ティモールに対する史的経緯が、他の章よりかなり長いタイム・スパンにおいてとらえられており、これはこの主題に関する最初の本格的論文だといえる。とくに力が注がれているのは第4節であり、その詳細な論述のなかには、当時ティモールに在住していた日本人も知らなかったものもあるほどである。

ところで、実はこの論文からは、2つの性格の異なる「ティモール問題」を発見することができるのである。ひとつは、作戦上日本軍が占領した中立国ポルトガルの領土の主権をめぐる東京・リスボン間の外交交渉の問題であり、「無電台問題」も、「視察員派遣問題」や「日本軍撤兵問題」もすべてこのなかに含まれる。著者の主たる関心も、この日本・ポルトガルの外交交渉に向けられている。

もうひとつは、1942年以降ポルトガルの植民地行政が有名無実化した状況下に、ティモールの「各地で発生した」ポルトガル人に対する「土民反乱」である。著者は、後者も前者の外交交渉における議題事項のひとつとして位置づけて、論旨を展開しているが（そのこと自体

はまったく著者の裁量に任せられていることはいうまでもないが）、1975年以降に表面化するティモール問題は、基本的には後者の性格（その抵抗する対象は異なっているが）に共通するものである。そうすると、同じ場所を舞台としてはいるが、問題の当事者および性格が本質的に異なる戦時期の日本・ポルトガルの外交交渉を、1975年以降のティモール問題と対比して「第一次『ティモール問題』」（314ページ）ととらえるのは、かえって混乱を招きやすいようにも思われる。

ただし、このことは論文の内容がもつ実証性を損なうものではない。教えられる事実は多かった。インドネシアとオーストラリアの間で約10年をかけ14回にわたる交渉で、1989年12月ティモール海域に関する協力協定が署名されたのは、双方にとって、埋蔵量1億パーレルは下らないと推定される（*Tempo*, 1989年12月16日, 91ページ）石油の開発が優先されたからである。シドニーに本社のあるティモール石油会社がティモール沖に大油床を発見したのは、1971年であったと思うが、それまでポルトガル自身すらほとんど関心をもたなかったティモールの石油に、スペイン在勤リスボン出張員の井沢書記生（注21『葡萄牙植民地事情』の基となった報告書の執筆者）が、どのような情報を得てか、1920年代末の時点ですでに関心を寄せていたということは、驚くべきことであり、また非常に興味をそそられることでもあった。

## III

本書は以上の章に、序章を加えて構成されている。序章では、これまでの日本軍政に関する内外の研究が時期区分され、また研究視角に応じて分類されていて、本文を読む前の適切な予備知識を与えてくれる。最初の3つの章では、叙述が前後したり重複する部分があるけれども、それが読む側の妨げとならないのは、それぞれの叙述に著者の冷静で誠実な研究姿勢が表われているからなのであろう。

この小文が、いくらかでも書評の役割を果たしているならば幸いである。

（駒沢大学法学部助教授）